

橋本周辺広域市町村圏組合公印規程

平成 11 年 4 月 1 日

規 程 第 1 号

改正平成 18 年 7 月 24 日規程第 2 号 平成 21 年 7 月 17 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合において使用する公印の作成、使用、保管及び廃止等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印の種類及び保管者)

第 2 条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに公印保管者は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第 3 条 公印保管者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合は金庫に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の作成、改刻及び廃止の申請)

第 4 条 公印保管者は、公印を作成し、改刻し又は廃止する必要があると認められた場合は、公印作成（改刻）（廃止）申請書（様式第 1 号）を管理者に提出しなければならない。

(公印の告示)

第 5 条 管理者は、公印を作成し、改刻し、又は廃止したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第 6 条 事務局長は、公印台帳（様式第 2 号）を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印取扱い補助員)

第 7 条 公印保管者の公印取扱い事務を補佐するため、公印取扱い補助員（以下「補助員」という。）を置くことができる。

2 補助員は、公印保管者が当該職員のうちから任免する。

3 前項の規定により補助員を任免したときは、直ちにその職及び氏名を管理

者に通知しなければならない。

(公印の使用)

第 8 条 公印を使用する者は、押印を要する書類に、当該書類に係る決裁済みの原議書(以下「原議書」という。)及び公印押印簿(様式第 3 号)を添えて、公印保管者又は補助員に提示し、審査を受けた後、押印しなければならない。この場合において公印保管者は、原議書の所定欄に公印承認印を、公印押印簿の所定欄に認印をそれぞれ押さなければならない。

2 証明領収及び郵便に係る事務に用いるときは、別表の使用区分に規定されている公印については、前項に規定する手を省略することができるものとする。

(公印の刷込み)

第 9 条 公印は、特に必要があると認められるときは、納入通知書等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷込みの当該公印保管者を経て管理者に公印刷込み承認願(様式第 3 号)を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、当該公印保管者が保管するものとする。

(公印の事故届)

第 10 条 公印保管者は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第 4 号)を管理者に提出しなければならない。

(廃止された公印の保存及び廃棄)

第 11 条 廃止された公印は、廃止された日から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法により廃棄しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 7 月 24 日規程第 2 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 17 日規程第 2 号)

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	寸法(方ミリメートル)	公印保管者	個数
組 合 之 印	1	30	事 務 局 長	1
管理者印（一般用）	2	21	事 務 局 長	1
副管理者印（一般用）	10	21	事 務 局 長	1
管理者職務代理者印	3	21	事 務 局 長	1
会 計 管 理 者 印	4	18	会 計 管 理 者	1
事 務 局 長 印	5	21	事 務 局 長	1
広域ごみ処理場之印	6	21	広 域 ご み 処 理 場 長	1
広域ごみ処理場長之印	7	21	広 域 ご み 処 理 場 長	1
出 納 員	8	直径 25	出 納 員	出納員各 1
現 金 取 扱 員	9	直径 25	現 金 取 扱 員	現金取扱員各 1

1

橋 本 周 辺
広 域 市 町
村 圏 組 合
之 印

2

橋 本 周 辺
広 域 市 町
村 圏 組 合
管 理 者 印

3

橋 本 周 辺
広 域 市 町
村 圏 組 合
管 理 者 職
務 代 理 者 印

4

橋 本 周 辺
広 域 市 町
村 圏 組 合
会 計 管 理 者 印

5

橋 本 周 辺
広 域 市 町
村 圏 組 合
事 務 局 長 印

6

橋 本 周 辺 広 域 市
町 村 圏 組 合 橋 本
周 辺 広 域 ご み 処
理 場 之 印

7

橋 本 周 辺 広 域 市
町 村 圏 組 合 橋 本
周 辺 広 域 ご み 処
理 場 長 之 印

8

橋 広 組
出 納 員
年 月 日
氏 名

9

橋 広 組
現 金 取 扱 員
年 月 日
氏 名

10

橋 本 周 辺
広 域 市 町
村 圏 組 合
副 管 理 者 印

公印作成（改刻）（廃止）申請書

年 月 日

橋本周辺広域市町村圏組合

管理者 様

公印保管者 職
氏名 印

下記のとおり公印の について申請します。

記

公 印 の 種 類		印 影
寸 法		
作成（改刻）廃止理由		
使用開始（廃止）期日		
備 考		

公 印 台 帳

印 影	公 印 の 種 類	
	寸 法	
	用 途	
	作 成（改刻）	年 月 日
	公 印 保 管 者	
	廃 止	年 月 日

公 印 刷 込 み 承 認 願

年 月 日

橋本周辺広域市町村圏組合

管理者 様

申請者氏名 ⑩

下記のとおり公印を刷込みたいので御承認願います。

刷込みの名称		刷 込 み 枚 数	
公印の種類		寸 法	
刷 込 み を 必 要 と す る 理 由			
備 考			

公 印 事 故 届

年 月 日

橋本周辺広域市町村圏組合

管理者

様

公印保管者 職

氏 名

印

下記のとおり公印に事故があったのでお届けします。

記

公 印 の 種 類	
事 故 の 内 容	
事故発生後の措置	